

八王子市告示第11号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するもので、同条第2項の規定に基づき下記のとおり告示する。

平成26年1月30日

八王子市長 石森 孝志

記

1 要措置区域

別図のとおり

（八王子市美山町2161番地3の一部）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

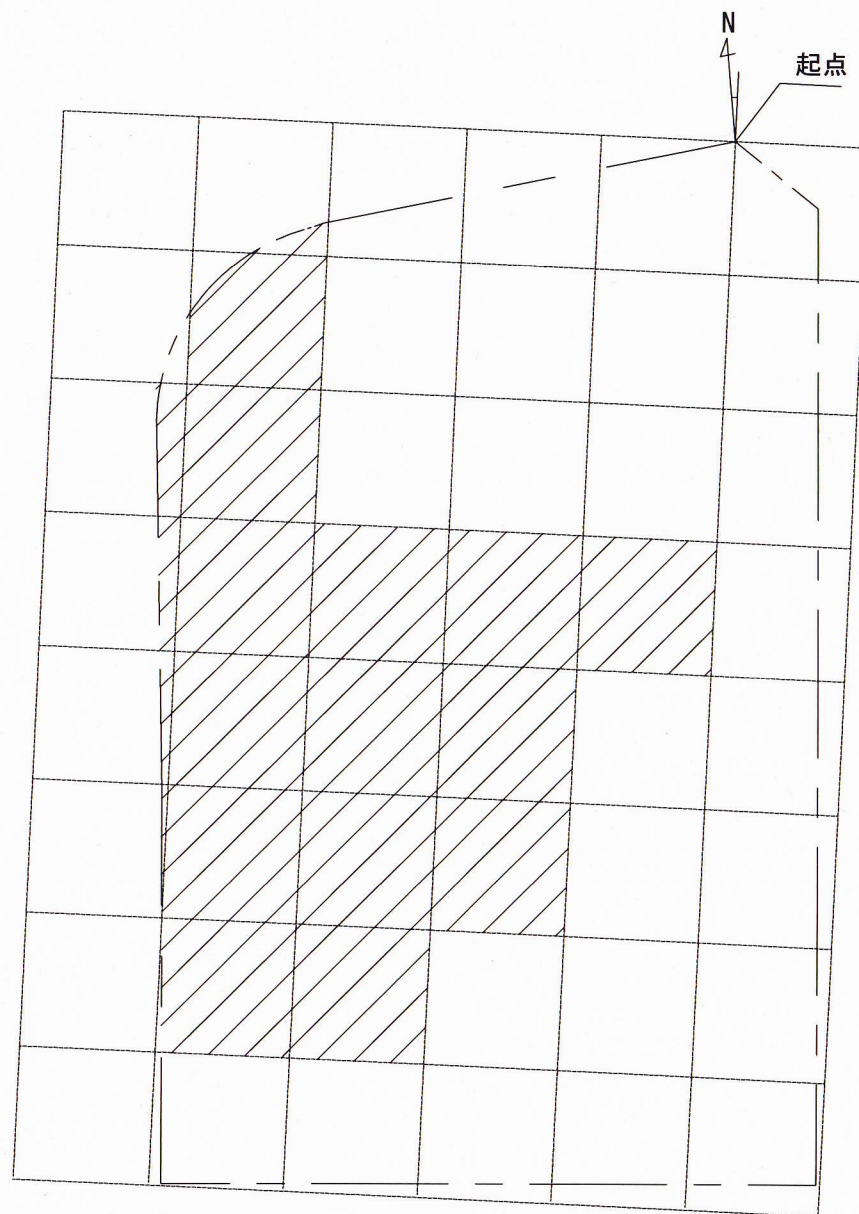
ふっ素及びその化合物

3 当該要措置区域において講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

<問合せ先>

環境部環境保全課



【起点】

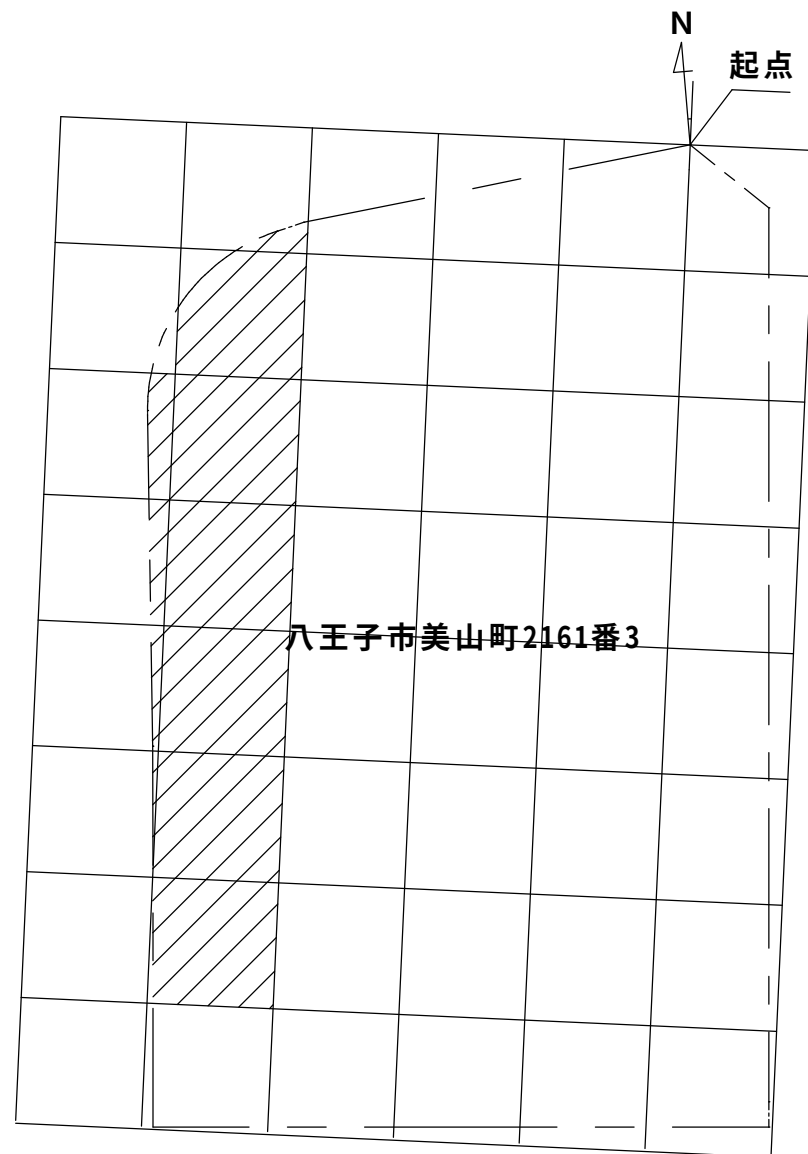
起点は、八王子市美山町2161-3

【格子の回転角度】 7.40°

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を支点として右回りに回転した角度を示す。

【凡例】

-  要措置区域
-  筆境界
-  単位区画



【起点】

起点は、八王子市美山町2161番3の最北端とする。

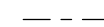
【格子の回転角度】 7.40°

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を支点として右回りに回転した角度を示す。

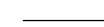
【凡例】



指定を撤回する区域



筆境界



単位区画